

組合ニュース

発行：2014年1月28日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail:oitauu@fat.coara.or.jp

法人がセンター試験の入試手当 (超過勤務手当)の廃止を検討

今年度は従来通り支給

センター試験は終わりましたが、今回の入試手当が支給されない可能性があったことをご存知でしょうか。今年度は従来通り支給されることになった経緯をご紹介します。

■ 法人から突然の交渉申し入れ ～学長の約束・慣行に違反～

法人はセンター試験の直前になって、センター試験業務について1日勤務、2日勤務いずれも原則振替休日にしたいという趣旨の法人案を示し、組合に突然交渉を申し入れてきました。しかしながらこの法人案は、少なくとも1日は超勤として入試手当を支給するとする学長の約束（平成17年1月学長文書）とそれに基づく労働慣行に反するものです。学長の約束（「学長裁定」のセンター試験関連部分）は以下の通りです。

入試手当の支給基準

平成17年1月12日
学 長 裁 定

1 大学入試センター試験

大学入試センターからの委託により実施し、別途予算が示達されるため、基本的には超過勤務手当を支給する。ただし、本学の労使協定により、1カ月に休日勤務できるのは1日だけ(*)であるので、2日間の試験のうち、1日は休日勤務扱いとして超過勤務手当（以下「超勤」という。）を支給し、もう1日は振替とする。

*現在は2日

■ 今年度は従来通り支給

その後の事務折衝で法人は、提案内容や提案理由を二転三転させました。センター試験の直前に拙速に決定すること自体も適切でないことは言うまでもありません。組合は、事務折衝でこうした問題点を丁寧に指摘しました。複数の部局長からも、手当廃止に関する懸念などが法人に伝えられました。そうした結果、法人は今年から不支給とすることを断念し、今年のセンター試験業務に対する入試手当は従来通り支給されることになりました。

■ 入試手当不支給をストップさせよう！！

法人は今後も、センター試験の入試業務手当を不支給とする検討を進めると思われます。交渉はこれからです。教職員大多数の意思として法人の入試手当不支給をやめさせましょう。